

## 労働法規制の実効性をめぐる現代的課題

### [研究メンバー]

主査	荒木尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山川隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池田 悠	北海道大学大学院法学研究科准教授
	石崎由希子	横浜国立大学国際社会科学研究院専任講師
	神吉知郁子	立教大学法学部准教授
	桑村裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授
	富永晃一	上智大学法学部准教授
	成田史子	弘前大学人文学部講師
	長谷川珠子	福島大学行政政策学類准教授
	研究協力者	河野奈月
高橋奈々		東京大学大学院法学政治学研究科助教
土岐将仁		東京大学大学院法学政治学研究科助教
朴 孝淑		東京大学大学院高齢社会総合研究機構特任助教
石川茉莉		東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
車 東显		東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
仲 琦		東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
施 穎弘		東京大学大学院法学政治学研究科博士課程

### [報告書目次]

序 章	労働法規制の実効性をめぐる現代的課題—問題の所在と検討の概要
第 1 章	フランスにおける労働協約の拘束力と労働者個人の自由——2012 年 Warsmann 法および 2013 年雇用安定化法による改革とその意義
第 2 章	スペインの解雇法制
第 3 章	労働組合法の立法時における「労働者」「使用者」概念
第 4 章	アメリカ職業安全衛生法における責任主体の拡張
第 5 章	イギリスの事業譲渡における雇用保護
第 6 章	会社分割時の労働契約関係の承継と個別労働条件の変更
第 7 章	障害者差別および合理的配慮に係る諸法における履行確保の仕組み—行政の役割を中心に—
第 8 章	倒産手続下での不当労働行為救済手続の取扱い

## [内容要旨]

近年、労働法の規制対象である労働者の多様化、労働関係の複雑化によって、労働法の実効性確保が大きな課題となっている。そこで、本研究では、労働法規制の実効性をめぐる問題について、3つの場面、すなわち、①多様化する労働者・労働関係に対応した労働法の規範設定のあり方とその内容の検討、②労働法の規制の名宛人である使用者に着目し、法人単位で把握した伝統的労働法のアプローチを超える使用者概念の当否や新旧複数の使用者が登場する企業組織再編における規制のあり方、③労働法規制の実効性確保の仕組みと手法、に焦点を当てて、日本および諸外国における状況を分析しつつ検討を行った。

①の多様化した労働者、労働関係の実態に対応した実効的な労働法の規範設定のあり方については、第一に、フランスの2012年および2013年の立法により、従来の有利原則や契約変更により労働者の同意を要求するという伝統的な立場を制限して、柔軟な労働条件調整を許容し、それによって雇用保障を守ろうとする、非常に興味深い最新の状況を紹介・検討した。第二に、これまで紹介されてこなかったスペイン解雇法を素材に、当事者に解雇紛争解決の予測可能性を高めるための規制内容の見直しや、高失業・高い有期雇用率等の問題をもたらした解雇規制の柔軟化について、解雇法制の歴史的展開を踏まえて考察を加えた。

②の規制の名宛人たる使用者に関しては、第一に、不当労働行為規制の名宛人たる使用者をめぐって近時、大いに関心を集めている労組法上の使用者概念について、昭和20年および24年の労組法制定・改正時の状況を詳細に分析した。第二に、アメリカの職業安全衛生法において、労働契約の相手方たる使用者を超えた責任を認める「危険支配使用者の法理」と「単一使用者の法理」が採用されていることに着目し、法人単位を超えた責任主体問題に関するアメリカの理論状況に検討を加えた。第三に、雇用関係の承継や労働条件の維持・変更の問題が旧使用者（譲渡人）および新使用者（譲受人）という複数の使用者・法人との関係で発生する事業譲渡および会社分割の場面に着目し、イギリス法の状況を検討した。第四に、使用者の変動が労働者の個別同意によることなく会社分割という組織的行為によって生ずる日本の会社分割制度において、労働契約関係の承継と労働者の個別労働条件の変更がどのように処理されているのか、とりわけ2005年の会社法制定による会社分割制度の変更が、いかなる理論上の問題をもたらしているのかについて検討を行った。

③の労働法規制の実効性確保については、第一に、合理的配慮という新たな規制概念を導入する障害者差別規制には、民事法的アプローチ、刑事法的アプローチ、行政法的アプローチという規制手法の選択肢がある中で、行政法的アプローチを採用した日本法の障害者差別禁止規制の履行確保の仕組みを検討した。第二に、労働者保護の実効性が最も危うくなる倒産手続における不当労働行為救済手続の履行確保状況について検討を行い、不当労働行為救済手続を尊重する取扱いがなされていることを明らかにするとともに、理論上は詰められるべき点が残されていることを指摘した。